



平成 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書  
(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

【平成21年度分を基準とする様式】  
第五十五号の様式 (税務署確認用)

受 付 印	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地		
市町村長殿			
提出年月日	フリガナ		生年月日
年 月 日	氏 名		印 明・大 昭・平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入	平成 年 月 日
	増改築等	平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額(注2)	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①		前年額分の相当額	前年分の所得税額(税額控除前)	⑱		
	前年分の所得税の課税総所得金額	②			⑱ - ⑲ - ⑳	㉓	(マイナスの場合は、0)	
	前年分の所得税の課税山林所得金額	③		控除額の計算	①と⑱のいずれか少ない方の金額	㉑		
	前年分の所得税の課税退職所得金額	④			市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(② - ⑳)	㉒	(マイナスの場合は、0)	
	②に対する所得税相当額	⑤			市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 3/5)	㉔	(1円未満の端数は切り捨て)	
	③に対する所得税相当額	⑥			道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 2/5)	㉕	(1円未満の端数は切り上げ)	
	④に対する所得税相当額	⑦						
	⑤ + ⑥ + ⑦	⑧						
	前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の売却価格	⑨					
		短期譲渡	⑩					
		長期譲渡	⑪					
		株式等の譲渡	⑫					
		先物取引	⑬					
	税額控除	租税条約実施特例法における利子・配当	⑭					
⑨から⑭までの合計		⑮						
配当控除の額		⑯						
	投資・リース税額等控除の額	⑰						
	⑧ + ⑮ - ⑯ - ⑰	⑲					(マイナスの場合は、0)	

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。  
なお、平成19年1月1日以降に居住開始した物件については、市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とならないため、ご注意ください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

国 税 整 理 欄	
国 税 確 認	(備考)
市町村用回付	

注意 この申告書の1枚目と2枚目を所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。

平成 年度分 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除申告書  
道府県民税  
(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

【平成21年度分を基準とする様式】  
第五十五号の四様式 (本人控)

市町村長殿	現住所	整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所	電話番号
	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地	
提出年月日	フリガナ	生年月日
年 月 日	氏 名	明・大 昭・平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入	平成 年 月 日
	増改築等	平成 年 月 日



2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額(注2)	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①		前年分の相対所得額	前年分の所得税額(税額控除前)	⑱		
	前年分の所得税の課税総所得金額	②		控除額の計算	⑱ - ⑲ - ⑳	㉓	(マイナスの場合は、0)	
	前年分の所得税の課税山林所得金額	③			①と⑱のいずれか少ない方の金額	㉔		
	前年分の所得税の課税退職所得金額	④			市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(㉔ - ㉓)	㉕	(マイナスの場合は、0)	
	②に対する所得税相当額	⑤			市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(㉕ × 3/5)	㉖	(1円未満の端数は切り捨て)	
	③に対する所得税相当額	⑥			道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(㉕ × 2/5)	㉗	(1円未満の端数は切り上げ)	
	④に対する所得税相当額	⑦						
	⑤ + ⑥ + ⑦	⑧						
	前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の売却価格	⑨					
		短期譲渡	⑩					
		長期譲渡	⑪					
		株式等の譲渡	⑫					
		先物取引	⑬					
	租税条約実施特例法における利子・配当		⑭					
⑨から⑭までの合計		⑮						
税額控除	配当控除の額	⑯						
	投資・リース税額等控除の額	⑰						
	⑮ + ⑯ - ⑰ - ⑱	⑲					(マイナスの場合は、0)	

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。  
なお、平成19年1月1日以降に居住開始した物件については、市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とならないため、ご注意ください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

注意 この申告書の1枚目と2枚目を所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

この申告書は、所得税の確定申告書を提出する方が、地方税法附則第 5 条の 4 に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 2 回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

なお、平成 19 年 1 月 1 日以降に居住開始した物件については、市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とならないため、ご注意ください。

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成 20 年分の所得の内容等について、以下のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

平成 20 年分の所得税の確定申告書 A の「㉔」欄又は平成 20 年分の所得税の確定申告書 B の「㉓」欄の金額を記載してください。

(注) 2 回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合において、平成 19 年以後に居住の用に供した家屋等に係る住宅借入金等を有するときは、これを除いて計算した金額を記載してください。

(2) 「②」欄～「④」欄

「②」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書 A の「㉑」欄又は平成 20 年分の所得税の確定申告書 B の「㉖」欄（平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）を提出される場合は「㉔」欄）の金額を、「③」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉙」欄の額を、「④」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉗」欄の額を、それぞれ記載してください。

(3) 「⑤」欄・「⑦」欄

次の【税額表】により、②・④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を、対応するそれぞれの欄に記載してください。

【税額表】

(4) 「⑥」欄

②・④の金額	⑤・⑦の金額
1,000 円 ～ 3,299,000 円	②・④×0.1
3,300,000 円 ～ 8,999,000 円	②・④×0.2 - 330,000 円
9,000,000 円 ～17,999,000 円	②・④×0.3 -1,230,000 円
18,000,000 円 ～	②・④×0.37-2,490,000 円

次の【税額表】により、③の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

(5) 「⑨」欄

③の金額	⑥の金額
1,000 円 ～ 16,499,000 円	③×0.1
16,500,000 円 ～ 44,999,000 円	③×0.2 - 1,650,000 円
45,000,000 円 ～ 89,999,000 円	③×0.3 - 6,150,000 円
90,000,000 円 ～	③×0.37-12,450,000 円

肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第 25 条第 2 項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の 5% 相当額を記載してください。

(6) 「⑩」欄～「⑬」欄

「⑩」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉗」欄の額を、「⑪」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉘」欄の額を、「⑫」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉙」欄の額を、「⑬」欄は平成 20 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）の「㉚」欄の額を、それぞれ記載してください。

(7) 「⑭」欄

この欄には何も記載しないでください。

(8) 「⑯」欄

平成 20 年分の所得税の確定申告書 A の「㉛」欄又は平成 20 年分の所得税の確定申告書 B の「㉞」欄の額を記載してください。

(9) 「⑰」欄

平成 20 年分の所得税の確定申告書 B の「㉟」欄の額を記載してください。

(10) 「⑱」欄

平成 20 年分の所得税の確定申告書 A の「㉜」欄又は平成 20 年分の所得税の確定申告書 B の「㉟」欄の額を記載してください。

(11) 「㉓」欄・「㉔」欄

「㉓」欄に 1 円未満の端数がある場合は、1 円未満の端数を切り捨て、「㉔」欄に 1 円未満の端数がある場合は、1 円未満の端数を切り上げて記載してください。

3 この申告書の市町村提出用と税務署確認用を**所得税の確定申告書とともに税務署へ提出**してください。

**提出期限：平成 21 年 3 月 16 日（月）**

この申告により控除の適用を受けることとなった場合には、平成 21 年度分の道府県民税・市町村民税の所得割の額が減額されることとなります（20 年度分が減額又は還付されるものではありません）。